

川崎市地域包括支援センター運営事業実施要綱

平成18年3月31日
17川健高在第1161号
市長決裁

(目的)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(実施主体及び実施施設)

第2条 この事業の実施主体は川崎市（以下「市」という。）とする。

2 センターは、包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。また、事業の実施については、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、委託することができるものとする。

3 前項の委託を受けた者は、あらかじめ、別に定めるところにより、市長にセンターの設置を届け出なければならない。

(市の責務)

第3条 市は、適切な事業を実施するため、体制の整備に努めるものとする。

2 市は、センター間における保健・福祉・医療等に関する情報交換などの連携やセンターの事業が円滑かつ適切に実施できるように、行政区ごとに、センターの体制整備を行うこととし、各行政区内の統括及び連携については、各区役所保健福祉センター高齢者支援課が担当するものとする。

3 市は、センター職員等の資質向上を図るため、定期的な研修の機会を設けるものとする。

(事業内容)

第4条 センターは、介護保険法第115条の38第1項第2号から第5号までに掲げる包括的支援事業、介護保険法第8条の2第18項に定める介護予防支援事業、その他厚生省令で定める事業、川崎市独自事業等の別表1に定める

事業を実施する。

- (1) 被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域支援事業に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（介護予防事業に関するケアマネジメント業務）
 - (2) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関連機関との連絡調整その他の被保険者の保健・福祉の向上及び医療との連携を図るための総合的な支援を行う事業（介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務）
 - (3) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業（権利擁護業務）
 - (4) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業（包括的・継続的ケアマネジメント業務）
- 2 指定介護予防支援事業所（介護保険法第115条の20）を設置し、介護予防支援事業（新予防給付に関するケアマネジメント業務）を実施する。
 - 3 川崎市独自事業等
（センター支援事業）

第5条 本事業を円滑に運営するために、センター支援事業を実施する。

- 2 センター支援事業は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会へ委託することができる。
- 3 第1項に規定するセンター支援事業の事業内容は別表2に掲げるものとする。
（事業の実施）

第6条 センターは、窓口開設時間以外も、夜間等の緊急の相談に備えるため、必要な関係機関等との連絡方法、緊急時の公的サービス利用に伴う利用申請手続等の取扱等の対応手順を定め、緊急時の対応が可能な体制をとることとする。

- 2 センターは、年間事業計画を定め、本要綱に定めた事業を計画的に実施するものとする。
（利用対象者）

第7条 事業の利用対象者は、原則として、市内に居住するおおむね65歳以

上の要援護高齢者及び要援護になるおそれのある高齢者並びにその家族等とする。

(職員の配置)

第8条 センターは、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の常勤専従職員及びセンターの事務等を行う非常勤専従職員を配置する。

(書類の整備)

第9条 センターは、高齢者の状況等を把握する上で必要な書類を整備するとともに、これを適切に管理しなければならない。

(報告)

第10条 センターは、各月ごとの利用状況等を別に定める地域包括支援センター業務実績報告書により市長に報告するものとする。

(公正・中立性の確保)

第11条 センターは、本事業を実施するに当たって、高齢者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

(地域包括支援センター運営協議会への報告)

第12条 センターは、その運営に関する事項において、市の指定する様式により、定期的に、別に定める地域包括支援センター運営協議会に報告しなければならない。また地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合は、口頭及び文書で報告しなければならない。

(守秘義務)

第13条 センターの設置者（その法人の役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めることのほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 在宅介護支援センター運営事業実施要綱は、廃止する。

別表1 地域包括支援センターの業務

- 1 地域の実態把握
 - (1) 要援護高齢者等の心身の状況又はその家族の状況等の実態把握及び介護ニーズ等の評価
 - (2) 担当圏域内の社会資源の実態把握
 - (3) 要援護高齢者等及びその家族等に関する必要事項を記載した台帳の整備
- 2 処遇困難・緊急ケースへの対応及びケースカンファレンスの開催・参加
- 3 介護予防対象者への対応及び介護予防教室の開催
- 4 在宅介護等に関する総合相談
 - (1) 在宅介護の方法等についての指導、助言
 - (2) 福祉用具の展示、紹介及び使用方法の指導
- 5 介護保険・市保健福祉サービスの利用調整
 - (1) 介護保険・市保健福祉サービスの利用申請手続の受付、代行及び調整
 - (2) 介護予防・生活支援プランの作成、評価
 - (3) 市高齢者福祉サービス事業の対象者選定
 - ア 生活支援ヘルパー派遣
 - イ 生活支援型食事サービス
 - ウ 緊急通報システム
 - エ 外出支援サービス
 - オ ふれあいデイサービス
- 6 ひとり暮らし等高齢者見守りネットワークの調整
- 7 徘徊高齢者 SOS ネットワークの調整
- 8 介護保険住宅改修費に係る助言及び理由書の作成
- 9 担当地区内での保健福祉サービスの利用方法、地域資源等に関する情報の提供及び啓発
 - (1) 地域包括支援センターに関する広報
 - (2) ボランティア団体等の社会資源情報の提供
 - (3) 福祉イベント等への参加
- 10 区役所との協働等によるボランティア団体等の育成支援
- 11 区役所との協働等による家族介護教室の開催
- 12 各種会議・研修会への参加
 - (1) 市・区地域包括支援センター連絡会議への参加
 - (2) 地域ケア運営委員会・地域ケア連絡会議（全体会議）への参加
 - (3) 職員研修会への参加
- 13 地域包括ケア連絡会議の開催
- 14 介護予防事業に関するケアマネジメント業務
- 15 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務
- 16 権利擁護業務
- 17 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- 18 新予防給付に関するケアマネジメント業務

別表2 センター支援業務

- 1 地域ケア運営委員会及び連絡会議（全体会議）の運営支援
- 2 地域包括支援センターの調整・業務支援
 - (1) 市・区地域包括支援センター連絡会議の運営支援
 - (2) 地域包括支援センターへの支援・各種研修会の開催
- 3 要援護高齢者等の心身の状況等（実態把握情報等）の情報の集約・確認・調整
- 4 処遇困難ケースへの対応
 - (1) ケースカンファレンスの開催・支援
 - (2) マニュアルの改訂
- 5 ケアマネジメントリーダー事業の運営
 - (1) 介護支援専門員連絡会議の運営
 - (2) 介護サービス機関（介護支援専門員を含む）の指導・支援
- 6 全市及び区単位での介護予防、保健福祉サービスの利用方法、地域資源等に関する情報の提供及び啓発
 - (1) 地域包括支援センターに関する広域的な広報
 - (2) 区版リーフレット・社会資源情報誌等の企画・作成
 - (3) 福祉イベント等への参加、運営
- 7 地域包括支援センター運営協議会の事務局支援
 - (1) 市・区の事務局支援
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会の基準作成支援
 - (3) 地域ケア会議との連絡調整
 - (4) センター支援事業報告